

## 北部農林高等学校生徒の表彰に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、次の2つの事項等に寄与することを目的とする。

- (1) 北部農林高等学校生徒の学業及び生徒会活動、その他学校生活全体における真摯な取り組み、自己実現を図るひたむきな努力等、他の模範となる者を表彰することにより、在学する生徒に目標や励み・希望を与え、学習意欲の喚起・学校生活の改善に資する。
- (2) 北部農林高等学校の学業指導及び生徒指導の充実に寄与し、教育効果を高めるとともに教育活動の活性化に資する。

### (表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は、次の各号該当する者とする。但し、この規程により一度表彰を受けた者は除くものとする。

- (1) その年度の全日制卒業生の中から1名
- (2) その年度の定時制卒業生の中から1名
- (3) その年度の第2学年の生徒から1名
- (4) その年度の第1学年の生徒から1名
- (5) その年度の定時制生徒の在学学生1名

### (被表彰者選定の基準等)

第3条 被表彰者の選定に当たって、概ね次のような基準を参考にする。

- (1) 当初学業成績が振るわなかった者が、真摯な努力により「成績向上」が他の範となる者
- (2) 恵まれない境遇にありながら「粘り強く」学校生活を続け、成績の向上に努め他の範となる者
- (3) 集団生活を豊かにする「協同の精神」を発揮して、学校生活を明るく豊かにした者
- (4) 学校生活を明るく、豊かにする「善行」があり表彰に値する者
- (5) その他、校長の主宰する「職員会議」の協議を経て校長が選定する者

### (被表彰者選定の配慮事項等)

第4条 被表彰者の選定及び推薦に当たって次の事項を配慮する。

- (1) 表彰されることに、職員及び生徒の納得が得られるような者を選定する。
- (2) できるだけ校内の教育活動や対外活動における表彰等で数々の受賞を受けた者を除き、多面的な視野に立ち、広く表彰の機会が得られるようにする。

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 被表彰者の推薦は、校長が主宰する北部農林高等学校の「職員会議」の協議を経て、校長が推薦し、後援会が決定する。

(被表彰者の通知)

第6条 表彰が遅滞なく円滑に行われるために、北部農林高等学校の校長は、被表彰者の学年及び氏名等(第1号様式)について、毎年2月中旬までに北部農林高等学校後援会に通知するものとする。

(表彰の方法)

第7条 本表彰に関する規程における表彰は表彰状を贈るとともに、副賞として、金一封(2万円)をそれぞれに贈るものとする。

(表彰の時期・期日等)

第8条 表彰の期日は、毎年次のとおりとする。

- (1) その年度の卒業生は、卒業表彰伝達式時に全校生徒参加の下で行う。
- (2) その年度の在校生は、修了式の日全校生徒の参加の下で行う。

(表彰者)

第9条 表彰は、北部農林高等学校後援会に理事・財産管理委員及び職員が参加し、後援会の理事長が行う。

(必要事項の合議)

第10条 この規程以外に表彰上、必要事項が生じた場合は北部農林高等学校の校長及び教頭・事務長等との合議を行い、後援会の理事会の承認を得て決する。

附 則

この規程は、平成23年1月13日に施行し、平成23年1月13日から適用する。

この規程は、平成28年2月10日に一部を改正し、平成28年4月1日から適用する。